



島根県報

平成28年 1月12日 (火)

第 2,766 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	2
農用地利用配分計画の認可	(農業経営課)	2
保安林の指定	(森林整備課)	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	3
土砂災害特別警戒区域の指定	(")	3
土砂災害特別警戒区域の指定の解除	(")	4

【公 告】

農用地利用配分計画の認可の申請	(農業経営課)	4
-----------------	---------	---

告 示**島根県告示第28号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成28年 1月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社おちらと	福祉用具貸与	おちらと福祉用具サービス	雲南市大東町新庄282-1	平成28年 1月 7日
	介護予防福祉用具貸与			
合同会社おちらと	特定福祉用具販売	おちらと福祉用具サービス	雲南市大東町新庄282-1	平成28年 1月 7日
	特定介護予防福祉用具販売			

島根県告示第29号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可したので、同条第5項の規定により告示する。

なお、当該認可に係る農用地利用配分計画については、登載を省略し、島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成28年 1月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 認可に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
カンドーフーム株式会社	松江市古曾志町307-1	松江市古曾志町1168外1筆
農業生産法人 ライスフィールド 有限会社	松江市下佐陀町1349	松江市西浜佐陀町841外4筆
日置 正春	松江市東出雲町須田704	松江市東出雲町揖屋字巖石225-3外1筆

2 認可年月日

平成28年 1月12日

島根県告示第30号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成28年 1月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

隠岐郡西ノ島町大字美田字下原1640-1、1675から1683まで、1683続1、1683-2、1684、1684続1、1684続2、

1685、1687、1687-1、1687-2、宇スワダ1688、1689、1694-6

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第31号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年 1月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称 箕浦

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から11号までを順次に結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡隠岐の島町加茂東脇ノ三2088番	1号
隠岐郡隠岐の島町加茂東側ノ三2030番2	2号から5号まで
〃 2030番1地先道路敷	6号
〃 2030番4	7号
〃 2030番3	8号及び9号
隠岐郡隠岐の島町加茂東脇ノ三2087番1	10号
〃 2087番1地先道路敷	11号

島根県告示第32号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年 1月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

江津市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

田ノ原

3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

島根県告示第33号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、平成19年島根県告示第818号で指定された土砂災害特別警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

平成28年 1月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 解除に係る市町村の名称

江津市

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害特別警戒区域の名称

急傾斜地の崩壊

田ノ原

3 解除に係る区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県浜田県土整備事務所及び江津市役所において一般の縦覧に供する。）

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該申請に係る農用地利用配分計画は、公告の日から2週間島根県農林水産部農業経営課において縦覧に供する。

平成28年 1月12日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請に係る農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
須谷 昭美	出雲市島村町228	出雲市島村町372外 3 筆
塩野 一男	出雲市宇那手町95	出雲市稗原町字大坪1903- 3 外 5 筆
農事組合法人 農三	出雲市東福町1611- 2	出雲市東郷町47- 1 外 4 筆
足立 優	出雲市大社町入南979	出雲市大社町菱根字楯石641- 1 外 2 筆
若槻 博美	出雲市矢尾町306	出雲市里方町字八石原 4 - 6 外 3 筆
栗原 元一	出雲市大社町修理免571- 3	出雲市大社町中荒木字中筋812外 4 筆
神田 伯	出雲市浜町1548	出雲市浜町字島田121- 1 外 2 筆
岡 俊繁	出雲市平田町3709	出雲市灘分町1831外 5 筆
福間 雄二	出雲市島村町 8	出雲市島村町754外 2 筆
農事組合法人 平田セントラルファーム	出雲市平田町4748	出雲市平田町字新田5023外39筆

2 申請年月日

平成27年12月24日